

罹災証明書の発行までの流れ

① 申請の受付

罹災証明申請の際は以下の書類をご準備ください。

- 1 **罹災証明書交付申請書**
- 2 **本人確認書類**（運転免許証や住民票の写しなど）

- ※ 「罹災状況の写真」及び「罹災建物の位置図」があった場合は被害認定調査をスムーズに実施することができます。
- ※ その他申請者の状況に応じて必要となる書類があります。

② 被害認定調査

申請に基づき、市の職員が現地にて調査を行います。

◆ 一次調査

調査については、外観から判定できるものについては、市の職員が現地で確認し、判定を行います。

◆ 二次調査

外観での判定が難しい場合には、建物内部の調査を行います。調査の立会いへのご協力をお願いいたします。

- ※ 建物の周辺の被害状況によっては、申請後、すぐに現地調査ができない場合があります。被害の判定に時間がかかることがあります。

③ 罹災証明書発行

証明書を受け取った後

判定結果に納得がいけない場合には、罹災証明書の交付を受けた日から、原則、6ヶ月以内に、2次調査、再調査を依頼することができます。

再調査等により、被害の程度が変更になった場合には、それより前に交付された証明書は、その効力を失います。